〇23年氏 幸台書 あらりるうともはアトカズシーの写写る

NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡

Child Advocacy Center FUKUOKA

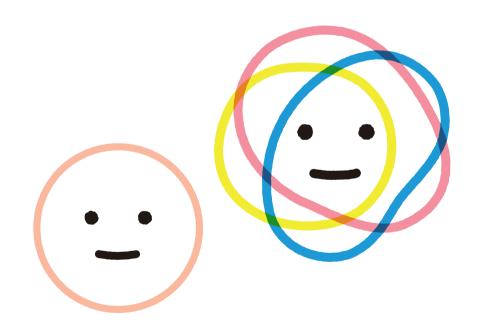
所在地	〒810-0023 福岡市中央区警固2-17-26 秀和警固レジデンス 804
TEL	092-791-3941 (電話受付 平日 9時~17時)
WEB	https://cac-fukuoka.org



NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡
Child Advocacy Center FUKUOKA

あらゆる子どもに アドボカシーの実現を

2023年度 報告書



目次

第1	章	子どもアドボカシーの新しい流れの中で	Р3
		① 子どもアドボカシー最前線	P4
		②2023年度に進めた活動	P5
第Ⅱ	章	子どもに「権利」を伝え、意見表明を支える	P8
		「きかせてジャーニー」とは?	P9
		子どもの権利ワークショップ「きかせてジャーニー」を実施して	P10
		① 学校編	P10
		② 地域編:多様な場でのワークショップ	P14
		③ 今後に向けて、アドボケイトが願うこと	P15
第Ⅲ	一章	「きかせてジャーニー」を開発して	P17
第Ⅳ	/ 章	今後の課題	P22
		① 子どもが「権利の主体者」となるために	P23
		② 子どもの権利を尊重する大人に	P24
		③ 学校で子どもアドボカシーの実現を!	P25
		④ 地域・学校における子どもアドボカシーの担い手	P26
		⑤ 社会全体で進める子どもアドボカシー	…P27
第 V	章	子どもの権利に関する意識調査	P28
寄	稿	地域・学校でも子どもアドボカシーの実現を	P38
おわ	りに		P40
		ロジェクトの動き	

はじめに

子どもアドボカシーの制度が、社会的養護の分野に限らず、あらゆる子どもを対象とする仕組みとなることを願い、地域・学校での子どもアドボカシー活動をはじめて2年が経過しました。

子どもをとりまく状況が激変するなかで、傷つき、生きづらさを抱えている子どもたちが増えつづけています。深刻化する状況が目に見えない水面下に広がり、命に関わる事態も相次いでいます。子どものSOSをいち早くキャッチし、最悪の事態となることを防ぐためにも、学校に、地域に、子どもアドボカシーの仕組みが急がれると、私たちは考えてきました。

子どもが困りごとを抱えて悩んでいるとき、いつでもその声を聴き、支援する子どもアドボカシーの仕組みがあること。そのような将来像を描き、実現にむけて一歩でも前へと、手探りしながら進んできました。

その中で、子どもアドボカシー制度の前提ともいうべき、次のような課題が見えてきました。

- 子どもが「権利の主体者」としての自覚をもち、自ら声をあげることができること
- 子どもの声に耳を傾け、尊重する環境(おとな・社会)があること
- 地域・学校に拠点を置いた子どもアドボカシーの仕組みが公的に位置づけられていること

これらを目標に掲げて取り組む必要があると考えました。

この1年の大きな収穫は、子どもの権利ワークショッププログラム「きかせてジャーニー」 の完成です。

子どもが自分の権利を知り、自ら声をあげることができるようエンパワーするプログラムです。ここでは、子どもたちが互いの声をきき合うことで、他者の権利を尊重することを学びます。この営みをサポートするのがアドボケイトです。

プログラム開発のために試行したワークショップには、学校・地域で12カ所、120名の子どもたちが参加しました。子どもたちから、「わたしの声をきいて!」というニーズがひしひしと伝わってきたのです。ワークショップの最後に、子どもたちに「ジャーニーパスポート | を贈りました。

子どもが困難に出会っても、自らを「権利の主体」であることを自覚し、「意見表明権」の行使者となれることは、命の危機に直面したときにも、また子どもが自立して人生を歩むためにも、きっと力になるはずです。そのためのプログラムが「きかせてジャーニー」であり、かけがえのない子ども時代を生き、人生を歩む旅(ジャーニー)のお伴として、子どもたちに贈るのが「ジャーニーパスポート」です。

心強いプログラムを手にしたところで、これからが、学校へ、地域へと、広げていく 新しいスタートです。

ここに至るまで、多くの方にご協力、ご支援をいただきました。心からお礼を申し上げます。

NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡 理事 大谷 順子



子どもアドボカシーの 新しい流れの中で

子どもアドボカシー最前線

NPO法人子どもアドボカシーセンター福岡 理事長 安孫子 健輔

2023年度に進めた活動

NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡 理事 **大谷 順子**

 \mathbf{s}

子どもアドボカシー最前線

2023年4月に施行されたこども基本法は、国の子ども政策にかかわる6つの基本理念 に、子どもが意見を表明する機会の確保と多様な社会的活動に参画する機会の確保(3条3 号)、子どもの意見の尊重と最善の利益の優先的考慮(3条4号)を盛り込みました。この2つ は、子どもの意見表明と参加にかかわる国の基本的な青務を明確にしたという点で、時代 を画す重要な意味を持ちます。

2023年12月に閣議決定されたこども大綱でも、子ども施策に関する基本的な方針と して、子ども・若者を権利の主体として認識することや、その意見を聴くことが掲げられ、 また「こども・若者の社会参画・意見反映」が、子ども施策を推進するために必要な事項の 筆頭に挙げられています。いま、日本政府は、子ども・若者の声を聴き、その権利を確保 する姿勢を積極的に見せていると評価できそうです。

子どもの声を聴き、子どもの権利を実現するための取り組みである子どもアドボカ シーは、これまでは、社会的養護の分野を中心に制度化が進められてきました。「児童の権 利に関する条約の精神にのつとり |子どもの権利を保障すると定めた2016年の改正児童 福祉法を皮切りに、2017年に示された新しい社会的養育ビジョンでは国の文書として 初めてアドボケイトの必要性がうたわれ、2019年の改正児童福祉法(附則7条4項)による 制度化の要請を経て、2022年の改正児童福祉法により、調査審議・意見具申のための環境 整備、意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設という形で、子どもアドボカ シーの制度化が実を結びました。

一方、社会的養護の外に目を向けると、こども基本法・こども大綱に理念としては書き 込まれたものの、子どもの意見を聴き、尊重するための具体的な取り組みは、まだ外縁さ え見えてきません。冒頭に触れたこども基本法の基本理念は「全てのこども」を対象とし ているのに、ほとんどの子どもは、現実にその声を聴かれる状況には置かれていません。

少し時間を巻き戻せば、子どもが意見表明の権利を持つことは、日本が子どもの権利条 約を批准した1994年から(少なくとも法的な意味では)認められています。子どもアドボ カシーの概念も、その当時に日本に紹介されていました。その後30年近い沈黙を経て、 ようやく制度化が進んできたことになります。

地域・学校ワーキングチームは、こうした新しい流れの中で、まだ国もイメージができ ていない「子どもの声を聴く取り組み」を、地域で実践するための活動を続けてきました。 プログラムを検討し、ワークショップキットを開発し、実践の場も少しずつ広がってきま した。この報告書で、活動の到達点を知っていただけたら嬉しいです。



地域・学校における子どもアドボカシーの将来像

子どもが困難をかかえたとき、いつでも声をあげ、守ってもらえる仕組みが学校、地域に あること。第三者である独立アドボケイト※(子どもアドボケイト)が定期に訪問して子どもの 意見表明支援ができ、場合によって権利擁護の機関につなぐことができること。私たちが めざす将来像です。

しかし、現実に仕組みができるとして、さまざまな懸念があります。子どもは白分で 積極的に声をあげるでしょうか? 子どものどんな小さな声にも耳を傾けるおとなは、 どれだけいるでしょうか?模索のなかから三つの課題が明確になり、これを柱として 取り組みを進めてきました。

活動の方向性

- 1.子どもが「権利の主体者」として自ら声をあげるためのプログラムをつくること
- 2.子どもの声に耳を傾ける環境(おとな・社会)をつくるためのアクションをおこすこと
- 3.子どもの声を聴き、その権利を守るアドボカシーの仕組みを行政とともに研究し提言すること

取り組みをはじめて2年目となる2023年度を振り返ります。

(1) 子どもが権利の主体者として

「意見表明権 | の行使者となるために

子どもにとって、自分を守るために「ノー!」ということは、想像以上にむずかしいとい います。なぜでしょうか。子どもたちの声から、さまざまな事情が見えてきました。「先生 は忙しそう、こんな小さなことで迷惑かけてはいけない」、「言えば、チクったといわれるか もしれない |、「お母さんに言えば心配するから |、「言ってもむだだ・・・・ |。こんなふうに抑え 込んだ感情から解放して、思うことを自由に言えるような環境にしていかなければなりま せん。子どもたちに、「言っていいんだ!」ということを知ってもらわなくてはなりません。

そのために開発したのが、子どもの権利ワークショップ「きかせてジャーニー」です。 九州大学 田北雅裕研究室と連携して、前年度の「きかせてワーク」をさらに発展させたも のです。

子どもの権利ワークショップ「きかせてジャーニー」の開発

子どもが「子どもの権利」を実感を通して学び、自由に意見表明できるようエンパワー することをねらいとしたプログラムです。福岡市内の小中学校や地域の公民館など12カ 所でワークショップを行いながら改良を加え、本年2月に完成しました。

※独立アドボケイトは、学校や保護者から独立した第三者の立場で、子どもの意見表明を支援するために専門的な研修を受けた人です。 (P7「子どもアドボケイトに求められる姿勢」を参照)

「きかせてジャーニー」の試行には、アドボケイトたちが担い手となり、子どもたちに権利 を伝え、自由に気持ちを表わせるよう支えました。参加した子どもたちにとって、思った ことを「自由に言っていいんだ!」ということを掴めたことは、新鮮なよろこびのよう でした。その後の学校の動きで、先生やスクールソーシャルワーカーへの気軽な声かけや 相談が増えたとの報告をいただきました。

独立アドボケイトを担い手としたこと

「きかせてジャーニー」は、必ずしもアドボケイトが担うべきとしてはいませんが、私た ちのプロジェクトがアドボカシーの仕組みづくりを目標にしたところから、アドボケイ トを進行役としました。アドボケイトの役割は、「きかせてジャーニー」のコンセプトを受 けとめ、子どもたちとワークショップをしながら、ひとり一人に目を配り、子どもの意見 形成・意見表明支援につなぐということにあります。アドボケイトにとって、グループ ワークが主な活動の場になることが、社会的養護の場合と異なる点です。

独立アドボケイトとしての基本はもちろん同じです。子どもアドボカシーの基本原則 (エンパワメント、子ども主導、独立性、守秘、平等、子どもの参画)に基づいて、意見形成・ 意見表明支援を行う活動であることに変わりはありません。その意味で、研修を受けた アドボケイトが担う強みがあります。

一方、地域・学校の活動を担うアドボケイトには、従来のアドボケイト養成プログラムに 加えて、ファシリテーション力を養うためのトレーニングなどが新たな課題となってきました。

(2) 子どもの育ち、教育、支援に関わるおとなが アドボカシーの支え手となるために

子どもが、意見表明権を自分のものにしたとしても、子どもの声に耳を傾け、尊重する おとながいなければ、子どもは前にもまして失望するでしょう。モデル事業を行うにつ れ、その懸念が大きくなってきました。意識調査にも表れているように、子どもが「権利の 主体者 | であるという子ども観が浸透しているとはいえない現在、これを変えるための意 識的な取り組みが必要です。

2023年度は、「きかせてジャーニー」を取り組むいくつかの拠点で、教師、保護者、地域 の人々を対象に説明会や講演会を開くことができましたが、まだ受け入れの状況は少な く、今後は本格的な取り組みにしていくことが必要です。

(3) アドボカシーシステムの構築のために

昨年末、福岡市議会において、現在検討されている「福岡市第6次子ども総合計画」に、学 校や地域でのアドボカシーを位置付けるべきではないかという質問が行われ、これに対 して、福岡市側から前向きな答弁が得られたことは画期的なできごとでした。

福岡市では、第5次総合計画から、あらゆる子どもへのアドボカシーの推進が方針とし て掲げられていますが、第6次ではさらに具体的な計画となることが期待されます。今後 も引き続き、行政、議会への働きかけをしながら、アドボカシーの仕組みづくりにむけて 協働していくことが必要です。

(4)子どもの権利に関する意識調査

2023年度は、教育委員会と学校のご協力により、子ども各自が持つタブレットを活用 した調査ができたため、子ども1124名、おとな155名と、格段に規模を広げることができ ました。

子どもの権利、意見表明権、子どもの自尊感情などに焦点を当てた調査からは、興味 深い傾向が見え、一方で、子ども、おとなともに権利に関する啓発がいっそう必要とされ る状況が窺えました。

(5) プロジェクトを支える実施体制

「地域・学校ワーキングチーム」

2019年に行政と協働で設置した「子どもアドボカシーシステム研究会」のもとで、 地域・学校における子どもアドボカシー活動を進めるとともに、そのあり方について 研究を進めてきました。

ワーキングチームの構成(2023年度)

*作業チーム 〇統括責任者

氏 名	所 属
大西 良	筑紫女学園大学 人間科学部人間科学科 心理·社会福祉専攻 准教授
奥村 賢一	福岡県立大学 人間社会学部 社会福祉学科 准教授
小野 洋一朗	福岡市教育委員会 指導部小学校教育課 主任指導主事
梶谷 優子	福岡市スクールソーシャルワーカー
草場 勇一	(特)エデュケーションエーキューブ代表理事
* 佐川 民	(特)子どもアドボカシーセンター福岡理事・弁護士
* 酒井 咲帆	(株)アルバス代表・いふくまち保育園・ごしょがだに保育園園長
重永 侑紀	(特)にじいろCAP代表理事・(特)子どもNPOセンター福岡代表理事
星野 智之	福岡市教育委員会 指導部教育相談課 主任指導主事
* 三宅 玲子	(特)チャイルドライン「もしもしキモチ」専務理事
〇 大谷 順子	(特)子どもアドボカシーセンター福岡理事
* 朝日 響	(特)子どもアドボカシーセンター福岡事務局長・子どもアドボケイト
* 新地 亜紀	(特)子どもアドボカシーセンター福岡事務局

求 子 めど らも れア るド 姿ボ 勢ケ

子どもアドボケイトは、子どもに寄り添い、対話し、権利を伝えるための 専門的な研修や訓練を受け、以下の6つの基本原則のもとで活動しています。

主導権を得られるよう支援し、自己効力感などを高められるようにする

子どもが自己に影響を与える事項に関する決定について、 エンパワメント

子どもの権利、及び関係する情報を子どもに伝え、 子ども主導

子どもの指示と同意のもとで行動する

他の組織や個人から独立しており、 独立性 子どもの権利のためだけに活動する

子どものプライバシー権を尊重した方針を子どもに説明し、 守秘

子どもの同意なしに開示や提供を行わない

子どもが年齢、性別、人種、文化、宗教、言語、障害、 平等 性的指向などによる差別を受けないように支援する

行政の決定や子どもに提供されるサービス内容などに、 子どもの参画

子ども自身が関わることを促す



子どもに「権利」を伝え、 意見表明を支える

子どもの権利ワークショップ「きかせてジャーニー」を実施して

NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡 子どもアドボケイト

朝日響

木竹 悠乃

木山 周子

「きかせてジャーニー」とは?

「きかせてジャーニー」は、子ども自身が自分の声をあらわし、お互いの声をきき合う 体験を通して、学校生活や日常生活における子どもの権利を楽しく学ぶことができ るプログラムです。プログラムは、3つのワークで構成されています。

プログラムの内容は「きかせてジャーニー」のホームページをご参照ください。



目的別の3種類のワーク



もやもやする気持ちを 紙ひこうきにのせて飛ばす

WORK1 意見形成·意見表明

もやもやフライト

子どもが日常生活で感じる、もやもやした気持ちを自由に 折り紙に書き、その折り紙で紙ひこうきをつくって一斉に

自分の気持ちを考え、表現し、そして誰かの気持ちを受け とめる体験を通し、「意見をあらわす権利」を実感を通して 学んでいきます。

参加できる人 子ども・ファシリテーター



すごろくを使って お互いの声をきいて語り合う

WORK 2 意見表明·対話

ぺちゃくちゃスカイ

1グループ4~6名で行う、すごろく形式のワークです。 2人1組にわかれて2つのサイコロを振って紙ひこうき型の

実体験を通して、お互いの気持ちや声をきき合い、それに 紐づく権利について考えていきます。

自分の意見を共有すること・相手の意見を受けとめ尊重 することの大切さを実感することができます。

参加できる人 子ども・ファシリテーター



パスポートを使って 「子どもの権利」の知識を深める

WORK 3 知識学習

ジャーニーパスポート

ファシリテーターから「ジャーニーパスポート」を手渡し、 子どもの権利について解説します。日常生活で起こりうる エピソードとともに関連する子どもの権利を紹介するな ど、子どもにもわかりやすく「子どもの権利」の知識が学 べるよう工夫しています。

このワークに限りファシリテーター以外のおとなく教師や 保護者など)も参加可能です。

参加できる人 子ども・ファシリテーター・その他おとな

子どもの権利ワークショップ「きかせてジャーニー」を実施して

ワークショップは、福岡市内の小中学校、放課後児童クラブ、公民館、フリースクールなど、1年 間で12カ所29回行い、総勢120名の子どもたちが参加してくれました。これには子どもたちととも にプログラムをブラッシュアップするという目的もありました。



福岡市立小中学校5校で、小学5年生、中学2年生を対象に行ったワークショップ。

「きかせてジャーニー」のプログラムWORK1. 2. 3. いずれも昼休み時間を中心に45分間実施。

WORK 1

p9を参照

もやもやフライト

もやもやを空にとばそう



子どもたちが自分の「気持ち」を紙ひこうきに書いていっせいに飛ばし、拾ったひこうきに書かれた 「気持ち」を共有する体験を通して、「意見をあらわす権利」を学びます。

【学校から子どもたちへ】

ワークが始まる前に、先生が子どもたちに話します。

「先生はこのワークには参加しません。ワークのあとで、みんなが何を話したのか聞くこともしま せん。だから、安心してなんでも話してください。」

アドボケイトと初めて出会う子どもたちへの配慮であり、「安心して話せる時間」の約束でした。

【プログラム】

a) 進行役(アドボケイト)が自己紹介し、「子どもアドボケイ ト」についての説明をします

子どもアドボケイト(以下アドボケイト)はスクールソー シャルワーカー(以下SSW)やスクールカウンセラー(以下 SC)と違い、問題を解決することが目的ではありません。 子どもの声を否定せずに最後まで話をきくことに徹する こと、それがアドボケイトの役割です。

b)子どもの「安心」を守るためのルールを伝えます

記録のための撮影の可否、「きいた話はこの場だけ」と いう約束、ワークでは細かなことも、子どもたちの気持ち を確認しながらすすめます。

c) 「意見を表す権利 |のファーストステップ

紙ひこうきに「好きな色」を書いてもらって飛ばします。 「みんなでとばすよ、せ~の!」ひこうきが一斉に宙を舞っ て、緊張していた子どもたちから笑顔がこぼれます。拾った 紙ひこうきに書かれた言葉(色)を出し合い、「みんなの意見 に、どれが正解ということはないんですよ」と伝えます。

子どもアドボケイトとは?



否定せずに最後ま でききます。

大切なこと



みんなが安心してきもちを伝えるこ とができるように、ここで語ってく れた大切なきもちは、ここにいる人 だけの秘密です

意見をあらわす権利

あなたは、自分のきもちをあらわす ことができるし、それを応援する責 任がおとない はあります



子どもの権利条約第12条

d) もやもやを飛ばす!

折り紙にもやもやした自分の「気持ち」を書いてもらいます。すらすら書く子、書かない子、書けな い子、アドボケイトはどの子どもにも寄り添い、「書かない」ことも意見表明と受けとめます。 みんなの気持ちをのせたひこうきが飛び交い、子どもたちは拾ったひこうきを開いて、書か れた「思い」を自分ごととして語り合います。自分の気持ちをひこうきに託して飛ばすこと。互い の気持ちをていねいに受けとめ、受けとめられることを体験するワークです。

e) 「意見をあらわす権利」を伝える

このワークは「意見をあらわす権利」を体験するプログラムであることを伝え、生活のなかの 具体的な「権利」について、子どもたちといっしょに考えます。

紙ひこうきに書かれた子どもたちの声から

(学校・地域共通)

- ・疲れて死にそう ・ストレス発散したい ・好きなように休みたい ・ゲームがしたい
- ・外で遊ぶ時間がほしい ・もっと本を読みたい ・「勉強しろ」っていわないで
- ・勝手にスマホ見ないで ・親と仲良くしたい ・友だちに合わせるのに疲れる
- ・学校だるい ・ひとのことをかげで話さないで ・学校へ行きたくない
- ・政治家はなぜ仕事中寝る? ・なぜ戦争をする? ・増税しないで下さい
- 子どもにいうのにおとながちゃんとしていない

f) クロージング: みんなで互いに [ありがとう! | の拍手をして終わります。

WORK 2

p9を参照

ぺちゃくちゃスカイ

自分の心の声、友だちの声に耳を澄まそう

【ねらい】

すごろくを楽しみながら、自分の意見を伝 えること、友だちの意見に耳を傾けることを 体験し、互いを尊重する大切さを学びます。

【プログラム】

a)前回のふりかえり

ワークは約一ヶ月の間隔で行うため振 り返りは毎回必ず行います。

b) 「ぺちゃくちゃスカイ」のルール説明 子どもたちは、すごろくを見ると表情 が和らぎ目が輝きます。





1人ひとりの大切なきもちをきき合 うことを目的にしています。 誰かがしゃべっている時は、最後ま でききましょう。

c) ぺちゃくちゃスカイで「意見表明」と「対話」を楽しむ

二人一組になり、ゴールを目指してサイコロを振ります。「もやもや」のマスは、WORK1で 紙ひこうきに書かれた「気持ち」について語り合う時間。「きもちカード」のマスでは、子ども のいろいろな「気持ち」とそれに紐付く「子どもの権利」について語り合います。「10秒チャレン ジ」のマスでは、「10秒以内に、子どもの権利を言って!さあ、10,9,8,…」、「遊ぶ権利!」、 「差別の禁止!」・・・と盛り上がります。途中で会話が弾むので、めったにゴールには行き着き ませんが、子どもたちは大いに満足して一挙に心の扉を開きます。

「きもちカード | について

子どもが日常生活のなかで感じるさまざまな「きもち」を、「子どもの権利」に紐付け て16枚のカードにしたものです。

子どもが自分のもやもやした気持ちを表わしたいとき、このカードを使って、言葉で表 現することを支え、その気持ちは「子どもの権利」として守られていることを伝えます。









d) クロージング: おたがいに [ありがとう] の拍手をして終わります。

WORK 3

p9を参照

ジャーニーパスポート

これから始まる旅にそなえて

【ねらい】

「ジャーニーパスポート」を使って「子どもの権 利 | についての知識を深めます。応用編として 個別面談でアドボケイトと話す体験をします。





【プログラム】

a) ジャーニーパスポートをプレゼント

三日目、子どもたちの「旅」を応援するおまもりとしてパスポートを贈ります。 パスポートを開きながら、例示されている「学校で無視されて・・・」「親がいつもケンカして・・・」 など、生活の中のできごとを取り上げ、「私の権利」について語り合います。

子どもたちは、ぺちゃくちゃスカイで使った「きもちカード」が子どもの権利条約と結びついて いること、また子どもの特別の権利が多くあることにも驚いた様子で、印象に残りました。「権 利条約のことは学んだことはあるけど、こんなに身近なものとは知らなかった」と話した小学 6年生の女の子もいました。

b)子どもアドボケイトと話す個人面談の体験

ワークの終りに「アドボケイトと話す体験」の時間をつくってみました。一人5分程度しか取れま せんが、アドボケイトと一対一で話すとき子どもはグループワークのときと違った表情にな り、「自分」を出してくれます。独立アドボケイトだからこそ「学校には伝わらない」という安心が あるため、「誰にも言ったことがないけど・・・」と真剣に話してくれるのです。

やってみて、子どもたちはこれを求めていたんだと確信し、以後、必ずプログラムに入れてい ます。オリジナルなので「福岡モデル」と呼んでいます。

c) さいごのメッセージ

ワークの最後に子どもアドボケイトは必ず次のことを伝えました。

「あなたの気もちを受けとめてくれる人は必ずいます。先生、SSW、SC、話しを聴いてくれる人を 捜してね。誰もいないと思ったら、パスポートにある電話でアドボケイトに連絡してくださいねし

d)ワークを終えての感想を書いてもらいます

子どもが許可してくれた感想だけ、名前を抜いて主催者に伝え、共有します。ワークで語られた内 容は一切伝えることをしないため、唯一、主催者に状況を知っていただくための手立てです。子ど もたちの感想は、私たちにとっても、なによりの励ましになるものです。

子どもたちの感想

(学校・地域共通)

- ・楽しかった(最多) ・おもしろかった(多) ・(もやもやが)すっきりした(多)
- ・自分の本音で話せたので、本当にいきていてよかったなと思いました
- ・心が解放された時間でした
- ・相談しづらいことも最後まで聞いてもらってスッキリしました
- ・子どもに権利があるのは知っていたが、実際には「子どもの権利条約」によって 権利が守られていた
- ・「こういうのが権利なんだ」といった発見があった。「子どもの権利」があるのを知って安心した
- ・悩んでいることや、自分が悪くてもアドボケイトは否定やきかないようにしたりしないで、 なやみごとに対して考えてくれてうれしかった
- ・きかせてジャーニーを通して自分の意見をしっかり伝えるようになれた
- ・これから家庭や学校でも自分の意見、考えを言っていきたいです
- ・学校全体に知ってもらいたいです

地域編:多様な場でのワークショップ

「きかせてジャーニー」は、主に学校で実施することを想定して開発されたプログラムですが、さまざまな場所で実施できるようにつくられています。この1年、放課後児童クラブ、公民館、フリースクールなどいろいろな場でのワークショップを経験しました。そこでは、時間も回数も一様でなく、その場の条件によってプログラムを組み替えるなど柔軟に工夫することが求められました。ここでは、その一部をご紹介します。

(1) 放課後児童クラブでやってみた

1日 WORK 1(45分) — 休憩 — WORK 3(45分)

WORK1は体育館、WORK3は教室、休憩時間を使って場所を移動。プロジェクター、マイクを使用。初めての「きかせてジャーニー」。ここから今年度の実践がスタートしました。窓を全開した体育館では、蝉の声、大型扇風機の音に子どもアドボケイトの声がかき消され、また暑さも加わり、子どもたちは集中できなかったようです。このワーク以降、子どもが集中して取り組める環境を事前に調整することにしました。ワーク終了後に「ねぇ、話をきいて」とアドボケイトに声をかけてくれた子、グループでは話せなかった気持ちを伝えたかったのです。このことが個別面談のアイデアにつながりました。

(2) フリースクールでやってみた

1日目 | WORK1+3(45分)・2日目 | WORK2+個別面談(45分)

1日目、子どもの表情はかたく、まだ子どもアドボケイトの「人となり」をうかがっている様子。そんなとき、子どもアドボケイトはワーク終了後にも、子どもに合わせた声掛けをおこない、関係性を築いていきます。2日目、「学校に行きたくない日もある」という「きもちカード」をきっかけに、子どもたちは自由に語り始めました。このフリースクールでは、「やりたいこと」を自分でスケジュールを組んで学びます。自分の学んだことを雄弁に語る目は自信に満ち、実に楽しそうです。また「一緒にすごしている友達のことをたくさん知れてよかった」ということばからは、ここが子どもにとって安心できる「居場所」になっていることが伝わってきました。

(3)公民館でやってみた part l

1日 | WORK1(60分) + WORK3(60分)

参加人数は5名、未就学児から小学高学年まで。おとなスタッフの多さに子どもは緊張をかくせません。 そこで、おとなも一緒に紙ひこうきをとばす時間を持ち、ホールは楽しい紙ひこうき大会に。子どもの様子 をみながらプログラムを柔軟に変更できたのは、公民館だからこそできたことでした。また、おとなと子ども の参加人数のバランスについても気づきを得ました。

(4)公民館でやってみた part 2

1日目 | WORK1(60分)·2日目 | WORK2(60分)·3日目 | WORK3(60分)

「ぺちゃくちゃスカイ」に気持ちがのらない子ども。順番が回ってきても話しません。そこで子どもアドボケイトは考えました。

- ・「YFS」か「NO」たずねるときは、2本の指を子どもの前にだす→子どもはどちらかを指さす
- ·「OOな気持ち?」「こんなこと?」→子どもは首を縦横にふる
- ·「じゃぁ、□パクで教えてくれる?」→□パクで気もちや考えを伝えてくれた

気持ちを表現する方法は一つではありません。子どもアドボケイトは子どもとともに、その方法をみつけていきます。参加していた子どもたちに口元を見つめられたその子は、最後は照れた笑顔にかわっていました。



今後に向けて、子どもアドボケイトが願うこと

(1) 子どもたちが教えてくれたもの

忘れられない子どものことば

* きかせて≠話さなくてはいけない、子どもの「NO」を保障すること

「もやもやフライト」で困り顔の子ども。アドボケイトは伝えたいことがない、書けない、書きたくない、子どもの思いに想像をめぐらせ「書かなくてもいいよ。書かないのもあなたの権利」と声をかけました。 最終日、「書かなくてもいいよって言ってくれてありがとう。とっても嬉しかった。」その子の大切なきもちを受け取りました。

*おとなに話すのはむずかしいんだ

子どもアドボケイト: 「困ったときは誰に話すの?」

子ども:「子どもは信用できない。だからっておとなに話すのもむずかしいんだ」

「ねぇ、はなしをきいて」と子どもが声をかけたとき、受けとめるおとなの理解なくしては子どもの権利保障につながらない。子どもから教えてもらったメッセージです。

(2) やっぱり、学校に子どもアドボカシーは必要

学校にはSCやSSWがいるのに、なぜ子どもアドボケイトが必要なの?という質問をよく受けます。

子どもアドボケイトがSCやSSWと違うのは、徹底して子どもの声に耳をかたむけ、子ども自身が意見表明できるように支援する点にあり、子どもの問題を解決することが役割ではありません。そして、学校とは独立した第三者であるということです。

学校で身近な先生や友だち、子どもにとって大切な存在だからこそ言えないことが多くあります。 子どもの困りごとが深刻化しないための選択肢の一つとして、子どもアドボケイトの役割は必要です。 ワークショップで多くの子どもたちと出会うなかから、やっぱり、学校には子どもアドボケイトが必要 と、私たちは強く感じてきました。その上で、SCやSSWの先生方とも連携し、子どもを守る道が拓か れるのだろうと思っています。

(3) 子どもがアドボケイトに出会えるしくみを

「きかせてジャーニー」では、多くの子どもから「きいてもらってスッキリした」という感想が届きます。では、「今までは誰に話していたの」と尋ねると、友達、ぬいぐるみ、弟、犬、など。そこにはじっくりきいてもらえるだけで「解決」になる子どもたちの姿があります。

一方で、子どもの声に権利侵害が見え隠れしていることがあります。実際、「たたかれる」「親が出て行く」と語る子がいました。それぞれ複雑な背景を抱えた子どもたちが集まるのが学校です。

社会的養護の子どもたちもまた学校や地域で過ごしています。あらゆる子どもにアドボカシーを保障するには、学校にアドボケイトが必要です。例えば、アドボケイトが定期に訪問する日があり、子どもに会える部屋があれば、適切な支援の入り口につながると考えます。

(4) 子どもアドボケイトの私たちが目指しているもの

来年度からクラス単位でのワークショップに挑戦することになりました。これまでの10名程度のワークから、 対象を一気に広げるのですから、これまでにもまして高い力量が求められます。

子どもアドボケイトは、子どもの現状、発達の理解はもちろん、「子どもの権利」を「自身の言葉」で伝え、子ども の声を丁寧に受けとめるファシリテーション力・・・などが求められます。

今年度、研修を受けたアドボケイトたちから、「地域・学校」でも活動したいという希望者が予想以上に生まれま した。新しいアドボケイトたちも含めて、目標を高く掲げ、みんなで頑張っていきたいと思います。

2023年度 地域・学校でのアドボカシーモデル事業

	団 体	ワークショップ参加数	実施内容	実施時間	実施期間
	照葉小学校	小学5•6年(児童会) 9名	きかせてジャーニーWORK 1.2.3.	45分×3回	9月~11月
	照葉中学校	中学2年(生徒会) 9名	きかせてジャーニーWORK 1.2.3.	45分×3回	9月~10月
学校関係	照葉北小学校	特別支援学級小学2~5年 6名	きかせてワーク 応用編	45分×2回	6月~9月
関 係	赤坂小学校	小学5年(計画委員) 8名	きかせてジャーニーWORK 1.2.3.	45分×3回+1	9月~11月
	警固中学校	中学2年生(学年委員)8名	きかせてジャーニーWORK 1.2.3.	45分×3回	9月11月
	原西小学校 小学5·6年(保健委員) 10名 きかせてジャーニーWORK 1.2.3.		45分×3回	11月~12月	
放児童後	東住吉小 放課後 児童クラブ	クラブ内募集 2~5年生 15名	きかせてジャーニーWORK 1.3.	45分×2回	8月
後ラブ	塩原小 放課後 児童クラブ	クラブ内募集 4・5年生 12名	きかせてジャーニーWORK 1.2.3.	60分×3回+1	12月~1月
	別府公民館	(募集)小学2~中学1年 11名	きかせてジャーニーWORK 1.2.3.	60分×3回+1	10月~12月
地域関	花畑公民館	(募集) 小学生 7名	きかせてジャーニーWORK 1.2.3.	90分×1回	8月
関 係	みんなの居場所 ぽあんの樹	小学~中学生 6名	きかせてジャーニーWORK 1.	30分×1回	9月
	エデュケーションエーキューブ	(フリースクール)小学~中学生 7名	きかせてジャーニーWORK 1.2.3.	45分×2回	2月





「きかせてジャーニー」を 開発して

子どもアドボカシーを地域にひらいていく意味 九州大学大学院人間環境学研究院 専任講師・一般社団法人 福祉とデザイン 理事 田北 雅裕

子どもアドボカシーを地域にひらいていく意味

今年度は、きかせてジャーニーをさらに改善し、学校を中心とした地域で取り組む子どもアドボカ シー事業のひとつとして、独自のかたちを見出すことができました。そのデザインプロセスにおいて、 大切にした主要なポイントについて解説します。

地域における子どもと大人との関係性とは

学校における生徒指導の方向性を示す「生徒指導提要」は、こども基本法の成立を受けて、2022年に 12年ぶりに改訂されました。子どもの権利条約の原則が、学校における生徒指導の基礎であると、明記 されたのです。国内において、社会的養護の子どもを中心に取り組まれてきた子どもの権利教育および 子どもアドボカシー(主として意見表明等支援事業)が、地域へと広がりを見せる中で、改めて、子ども アドボカシーを地域で取り組むことの意義を見出し、ワークショッププログラムとして実装すること が、本年度の大きなテーマでした。

社会的養護の子どもに対して取り組まれてきた意見表明等支援事業は、一時保護施設や里親家庭・ 児童養護施設等(以下、施設等)において、措置権者の児童相談所や支援者から独立した立場にある子ど もアドボケイト(独立アドボケイト)が訪問することにより、意見表明等に取り組みます。子どもアドボ ケイトにおける「独立性」とは、少なくとも子どもと対峙する場面において、子どもアドボケイトが周囲 の他主体から距離を置き、対象となる子どもと一対一で向き合う関係であることを意味します。

一方で地域においては、端的に言うと、生活環境からなる日常的な関係性が、アドボカシーの主な舞台 となります。家庭や学校が、施設等と同様に声が出しづらい環境となり、それに伴い、社会的養護と同様 の「独立性」が重要になる局面はあります。しかし、家庭や学校には施設等ほどの厳格な「保護性」はあり ません。むしろその「保護される主体」から「権利の主体」へと子どもを位置付ける文脈の象徴として、地域 があります。地域では、子どもの声をきく可能性のある他者と日常的に出会う蓋然性が高く、また、子ど もの主体性に委ねられる局面が増えます。その点が社会的養護の状況との大きな違いです。まず、家族 があります。そしてその周りに祖父母や親族、近所の住民、学校やフリースクール、塾の先生やスタッフ…、 そして、そうした多様で多くの主体との相互の関係の中で出会った多くの友だち・仲間がいます。日常 生活を営む中で、自然と「声をきかれる機会」に出会いやすい状況が、地域たる所以です。子どもアド ボカシーの研究者であるジェーン・ダリンプル氏は、そうした日常の中で出会う人たちを基調にした アドボケイトのことを[ナチュラル・アドボケイト]と呼んでいます]。

「大人から子ども」ではなく「子ども同士」へ

子どもの権利が保障され、地域の暮らし全体の中で子どもの声がきかれる状況が保たれるためには、 ナチュラル・アドボケイトが機能する環境が不可欠です。ある面において、子どもアドボケイトが、 子どもの声をきく役割を奪わないよう留意することも重要となります。独立性の高い子どもアドボケ イトが地域の中でも必要とされる一方で、ナチュラル・アドボケイトをエンパワーすることで、子どもの 声がきかれる状況、ひいては子どもが主体的に声を発せられる状況を創出することが、地域にふさわし いアドボカシーの展開と位置付けられると考えました。

1 堀正嗣 , 子ども情報研究センター(2013)「子どもアドボカシー実践講座: 福祉・教育・司法の場で子どもの声を支援するために」解放出版社

地域の中でも特に学校現場での子どもアドボカシーに重きを置いた今回のプログラムが、特に向き 合うべきナチュラル・アドボケイトは誰なのか、その思索の末に見出した対象が「友だち・仲間」でした。 大人に伝えられない声を伝えやすい人は誰か、誰の声であればより実感を伴い、受けとめることができる のか、子どものセルフアドボカシーを目指した際に相応しいアプローチとして「子ども同士で声を受け とめ、声をきき合うこと」をプログラムに実装する視点を見出したのです。

きかせてジャーニーの手がかりとなった「きかせてワーク」における「きかせて」は、大人から子どもに 発せられた「きかせて」でした。しかし「きかせてジャーニー」における「きかせて」は、大人から子どもに 向けられる言葉である以上に、子ども同士の「きかせて」を意味します。その結果、子ども同士がお互いの声 を受けとめる「もやもやフライト」と、お互いの声をきき合う「ぺちゃくちゃスカイ」が生まれました。子ども の一番近くにいる友だち・仲間が、エンパワーできる存在になったとき、子どもたち自身の力が発揮されて いきます。何より「子ども同士」なるベクトルが場に内在していくと、必然的に大人が有する権力性が減じ、 互いの権利を尊重し合う経験につながります。「子ども同士」の姿勢は、学びの観点からも有用です。

「子ども同士」のやりとりを充実させていく方法は、そのやりとりそのものに着目するだけではありま せん。むしろ、アドボケイトが「子ども」から、子どもの声が発せられる「環境」へと視点を向けることで、 子ども自身の主体性を促すことができます。

きかせてジャーニーは、一般的な意見表明支援事業のように、閉じられた部屋で、子どもと一対一で 対峙するものではありません。開かれた場で多くの子どもと声をきき合う機会を提供します。その際、 子どもたちの気持ちや姿勢は、周囲の環境に強く影響されます。閉じられた場は、大人がコントロールし やすい場であることに留意する必要があります。閉じられた場で子どもの声をいかにきくか、ではなく、 開かれた場で子どもの声がいかにきかれるか、そのための多様な環境要素への配慮は、「きかれる環境・ 場づくり」において不可欠と言えます。目の前の子どもだけでなく、周囲の環境要素の工夫をすること。 「きかせてジャーニーガイド | において、その重要性を強調しています。

「子どもの権利 | から「子ども時代の権利 | へ

また、子どもと大人との関係性をほぐすアイディアは、他にもあります。「『子ども時代』を旅(=ジャー ニー)すること」をコンセプトとした点です。

90年代に、ヨーロッパやブラジルでシュタイナー教育に携わる人たちが取り組んだ「子ども時代のため のアライアンス」という運動がありました。その時に掲げられた言葉が「子ども時代の権利」でした。「子ど もの権利」ではなく「子ども時代の権利」としたのは、今を生きる子どもだけではなく、大人も含めた全て の人を対象にして、その権利と体験のかけがえのなさを共有するためであり、また、「子どもの権利」を 「地域づくり」へと実装していくための言葉へと昇華させるためでした。全ての大人は、昔は子どもで した。今の子どもと同様の「子ども時代」を生きている事実を共有することで、大人が子どもの立場へと 降りていくことが可能となります。

「子ども時代」という言葉には時間軸が生じ、今を生きる子どもたちの日常の時間軸と重なります。 今この時に声に出せないことでも、ワークショップでの出会いや出来事をきっかけに、後日、あるいは 数年後に声を出せることがあるかもしれません。学びの成果や意見の表明を、大人側の論理ですぐに求め るのではなく、子どもそれぞれの立場を重んじ、その成長に伴走する姿勢を「旅」に重ねています。

「意見をあらわす権利」としています。それは、子どもに分かりやすく示すためだけでな く、意見表明と同様に、相手が表明されたと受けとめる前の、子どもそれぞれの「気持ち」 の「表現」も大切にするためです。つまり「あらわす」は「表す」であり、「現す」という意味を 込めています。「気持ち」とは、意見に込められている意味内容であると同時に、意見にな る前段階とも言えます。つまり、「気持ちをあらわす」というのは、意見形成とそれ以前の

きかせてジャーニーでは、一般的に「意見表明権 | と称される子どもの権利条約12条を

子どもアドボカシーが地域へと広がる際に伴う感情

きかせてジャーニーは、以上のようなコンセプトを携え、既存の子どもの権利に関する

ツールに前提とされてきた、子どもと大人との共時的な緊張関係を揺らすポイントを盛り

込んでいます。その結果、子どもアドボケイトは、従来までの立場とは異なる子ども同士の

関係を促す立場(=ファシリテーター)に位置付けられ、かつ自身のコントロールが及びきれ

ない「環境」に向き合わざるを得なくなります。従来の社会的養護を基調とした立場で子ども

の権利を捉えた場合は特に、こうした新たな立ち場やコントロールしきれない範疇にと

まどったり、難しさを感じたりする局面が出てくるはずです。そうした感情は、地域で子ども

アドボカシーの実装が目指されていくフェーズで、より一層、顕在化していくと考えられ、 しっかりと認識しておく必要があります。そして、その状況を解決に導く視点としてはやはり、 ナチュラル・アドボケイトとの協働です。子どもの声をきくこと、そしてそのための環境調

整を、独立性の名のもとに、一部の主体で抱え込まないことが大切だと考えられます。

意思表出のレベルを含む営みと位置付けられています。

意見を「あらわす」ことの意味

例えば「もやもやフライト」は、紙に言葉だけでなく絵を描くことができます。もちろん、 何も書かないことも可能です。何も書かない場合であっても紙ひこうきとして飛ばす ことで、自分なりの「表現」として昇華すること(他者と共有すること)ができます。紙ひこ うきを自分でつくり、身体全体を使って飛ばす行為は、その子どもらしい気持ちに違い ありません。また、「ぺちゃくちゃスカイ」で用いる「きもちカード」は全てのワークで活用 できるように工夫しました。「きもちカード」は、子どもアドボカシーセンター福岡が今まで きいてきた子どもの気持ちをまとめたものであり、そうした「仲間の気持ち」を目の当た りにすることで、子どもの意見形成を支えることもできます。

きかせてジャーニーは、子どもそれぞれの多様な気持ちが意見(他者と共有できるかた ち)となるように支えたり、多様な気持ちや意見をあらわすアイテムを組み合わせて使う ことで、より多様な子どもの気持ちと参加者相互の関わりが交錯し、印象深い体験となる 工夫を施しています。

本年度に試験的に開催したワークの最終回で、印象的な中学生の声がありました。 初回の「もやもやフライト」において、意見を書けなかった際、子どもアドボケイトの言葉 かけや振る舞いに、感謝を伝えてくれたのです。子どもは意見が言えない、書けないことが あります。その際に大切なことは、意見表明を導く以前に、言えない気持ちをどのように 周囲の大人が受けとめるかだと、教えてもらいました。子どもらしい意見形成を促していく 一方で、意見が言えない行為もその子どもらしいかけがえのない行為です。きかせて ジャーニーでは、子どもが意見を言いづらい場面も尊重するようにしています。必ずしも 意見が言いやすい状況に変えるのではなく、子どもが逡巡する時間に伴走する姿勢を推奨 しています。

未来の場づくりに向けて

以上のようなプログラムの実装を検討するプロセスで、今後、地域および学校において、 子どもアドボケイトが有するスキルについても、より明確になってきました。具体的には、 以下の4点です。

- ① 複数人の子どもたちや多様な子どもたちに対応できるファシリテーション・ グループローク能力
- ② 地域で日常的に意見表明を支えているナチュラル・アドボケイトの役割を奪わない 子どもアドボケイトの姿勢
- ③ 子どもたちのピアアドボカシーの重要性への理解
- ④ 地域・学校における社会資源・専門職の理解と協働

以上は、子どもアドボカシーが、社会的養護の領域から地域へと広がっていく中で、アド ボケイトの養成において重要となる視点と考えられます。地域の多くの子どもたちを対象 に、丁寧にグループワークを実現するためには、アドボケイトをより多く養成することはも ちろん、多主体との協働が必須です。アドボケイトの「独立性」に囚われずに、ナチュラル・ アドボケイトの存在を鑑みた、子どものセルフアドボカシーを支えるアドボケイトの養成と 協働が、今後一層求められるでしょう。

こども基本法第11条には「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価 するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の 関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と明記されました。 つまり今後、国および自治体は、子どもの意見をきき、施策に反映させる場を創出せねばな りません。きかせてジャーニーのワークショップ運営は、こうした子どもの声をきく場の 運営と非常に親和性が高いです。きかせてジャーニーに取り組むアドボケイトと多主体と の恊働スキームが、こうした地域において子どもの声をきく取り組み全般へと発展して いき、地域全体の中で、子どもの声をきく文化が醸成されていく未来を想像しています。



子どもが「権利の主体者」となるために

第Ⅳ章

今後の課題

- 1 子どもが「権利の主体者」となるために
- 2 子どもの権利を尊重する大人に
- 3 学校で子どもアドボカシーの実現を!

NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡 理事・弁護士

佐川 民

- 4 地域・学校における子どもアドボカシーの担い手
- 5 社会全体で進める子どもアドボカシー

NPO法人子どもアドボカシーセンター福岡 理事 大谷 順子

(1)子どもの現状、「意見表明権」の重要性

2017年以降子どもの自殺は増え続け、2022年は500人を超え最多となりました。背景に、子どもが権利侵害を受けながらも、声を上げることができなかったことがあります。 当プロジェクトが2023年に実施した意識調査でも、家庭で自分の考えを自由に言えていない子どもが10.4%となっており、学校においては18.3%となっています。また、4人に1人は自己肯定感が低めの子どもがいることも明らかになっています。家庭や地域・学校において、子どもが「権利の主体者」として自ら声を上げることができる状況をつくることが大きな課題となっています。

2023年4月に施行されたこども基本法は子どもの意見表明の尊重を基本理念として掲げており、2022年12月に改訂された生徒指導提要でも生徒指導を実践する上で、子どもの権利条約の4つの一般原則の理解が不可欠とされ、子どもの意見表明の重要性が再確認されています。

このような今だからこそ、子どもに意見表明が権利であることを伝え、「権利の主体者」として行使できるためのプログラムが必要と考え、子どもの権利ワークショップ「きかせてジャーニー」を開発したのです。

(2)「きかせてジャーニー」の実践でつかんだ確信

「きかせてジャーニー」では、子どもたちは紙ひこうきやすごろくを楽しみながら自分の気持ちを表し、お互いの声に耳を傾け合う体験をしました。その中で「私のこの気持ちは言っていいんだ!」と実感したとき、子どもたちはまるで解き放たれたようなよろこびを伝えてくれました。この実感によって、子どもが権利を自分のものとして捉えることができ、「権利の主体者」となっていくことを、私たちは確信したのです。

(3) 今後の課題~さまざま時間や場所に対応できるプログラムへ~

あらゆる子どもにアドボカシーの実現を目指す以上、さまざまな背景や課題を持った子どもがいる学校でアドボカシーを実現することに重要な意味があります。このため、「きかせてジャーニー」は学校での実施を想定して開発し、学校から地域へと、さまざまな形で広がって行くことをイメージしてきました。

学校でのワークショップも一様ではありませんが、すべての子どもが一度は体験できるカリキュラムとして確立すること、地域では、さまざまな場、時間、対象とする子どもに対応するワークのプログラムを柔軟に創出することが課題です。

学校でも、地域でも、ワークショップの実践はまだ始まったばかりです。これからも出会う一つ一つの課題に丁寧に向き合い、一歩一歩踏みしめながら、あらゆる子どもにつながることができる、柔軟で豊かなプログラムにしていきたいと思います。

子どもの権利を尊重する大人に

(1)大人の子ども観

当プロジェクトが実施した意識調査の結果によれば、「子どもの権利は大人と比べてあ る程度制限されても仕方がない」との回答が56.2%、「権利は義務や責任が果たされてこ そ認められる」との回答が67.2%ありました。大人の子どもが権利の主体者であるとの認 識が高いとはいえない状況を示しています。国連子どもの権利委員会も日本では子ども を権利の主体者として尊重しない伝統的な見方が子どもの意見表明権を著しく制限して いると指摘しています。他方で、「子どもが大人と同じように発言することができていな い | との回答が44.4%となっており、大人も子どもが意見表明することができない状態で あることに気が付いています。

このような現状では、せっかく子どもが自分の権利を知り、意見表明したとしても、 これを受け止める大人がいないことになってしまいかねません。

子どものアドボカシーを実現するためには、大人に意見表明権(子どもの権利)を再確 認してもらうことが必要です。子どもは権利の主体者であること、大人は子どもの権利を 守る責任があること、このことを保護者や教師だけではなく、地域の大人も含めた子ども に関わるあらゆる大人に理解してもらうことが大切です。

(2)子どもに関わるあらゆる大人を子どもアドボカシーの担い手に

大人の子どもの権利の理解が深まれば、子どもは安心して意見表明することができま すし、それを受けた大人は子どもの最善の利益に向けて現状を見直すことができるよう になり、子どもの権利保障を促進させるスパイラルが生まれます。

子どもが意見表明できる場所は、家庭や学校だけに限られません。地域にいる大人に子 どもの権利の理解が広がれば、地域に新たな居場所を作り出すことにもつながり、子ども があらゆる場所で意見表明をすることが可能となります。

そして、家庭や学校、地域の大人の子どもの権利の理解が深まれば、身近な大人が子ど もの声を聴くことができるようになり、子どもアボカシーの担い手を生み出すことにな ります。この積み重ねが子どもアドボカシーシステムの構築につながっていきます。

(3) 今後の課題~大人への啓発プログラム開発と実践~

子どもアドボカシーを支える大人になるためには、大人も子どもの権利について学ぶ ことが必要です。国連子どもの権利委員会も、子どものために働く全ての者を対象とし て、子どもの権利条約に関する具体的な研修を定期的に実施することを勧告しています。 大人に子どもの権利を伝えるプログラムを開発し、より多くの場所でプログラムを実践 していくことが課題となっています。



学校で子どもアドボカシーの実現を!

(1)いま、学校は

さまざまな事情を背景として、多くの子どもが困難を抱えており、そのことが、学校ではいじめ や不登校、非行や無気力という形で表れています。先生方は対応に追われてゆとりが持ちにくく、 ひとり一人の子どもとゆっくり向き合いたくてもできない状況に置かれています。子どもの側か ら見れば、「もっとわたしを見て」、「わたしの声を聴いて」という気持ちに応えにくい状態といえる かも知れません。

子どもがせっぱ詰まった状況に陥り、悲劇を招くような事態を防ぐためにも、子どもが自分か ら声をあげ、それをすばやく受けとめて子どもを守るアドボカシーの仕組みが急がれます。

(2)子どもアドボカシーから期待できる効果

- 1) 学校における子どもアドボカシーの仕組みとは、社会的養護の分野と同じように、子どもが望め ばいつでもアドボケイトに会うことができ、その声を聴いて権利擁護につないでもらえる仕組 みです。そのことが制度として実現されるなら、子どもたちを多くの苦しみから解放し、先生方 のご苦労も軽減されるはずです。
- 2) 子どもアドボカシーの仕組みができるには、次のことが必要と考えてきました。
- ①子どもに、自分が権利の主体であり意見表明権を持つことを学んでもらうこと
- ② 先生や保護者の方々に、子どもアドボカシーについて知っていただくこと このために開発したのが、子どもの権利ワークショップ「きかせてジャーニー」です。
- 3) これまでのワークショップの実践から、次のようなことが言えると思います。 子どもたちは「子どもの権利」を学ぶことで、自身が権利の主体者であり、かけがえのない存在で あることを知ります。そして友だちも同様な存在であることに気付きます。先生も保護者たちも 「権利」をもち尊重すべき人であることを学びます。

こうして、互いを大切な存在として認め、尊重し合う関係に変わることによって、子どもにとっ て学校が安心な場となっていくことが期待できる、と私たちは考えています。

(3)学校で子どもアドボカシーを実現するために

「きかせてジャーニー」は、学校で実施することを想定して開発したものですが、現実に学校で 実施するにはさまざまなハードルがあることがわかりました。学習指導要領で定められた授業の 枠組みや、早期に決められる学校行事のスケジュールなど、当初はほとんど不可能かと思うほどで した。それでも少しずつ実現できたのは、この活動の必要性を認めてくださった校長先生の決断や 先生方の工夫によるものでした。まずは昼休み時間に10名程度の子どもを対象にすることからと、 少しずつ門戸が開けたのでした。

すべての子どもを対象にすることをめざすなら、次の目標はクラス単位で3回のワークショップ を行うことで、これをどのように実現できるのかが当面の課題です。

今後、学校で継続的に実施するには、どのような枠組みで、どのような位置付けが可能でしょうか。 また、学校の実情や子どもたちの状況などに対応できるプログラムにしていくためには何が課題 となるでしょうか。

子どもをまん中においた恊働の関係を丁寧に築きながら、新しい状況をともに創っていくこと を願っています。

地域・学校における 子どもアドボカシーの担い手

(1)新しい分野を拓くチームビルディング

地域・学校でのアドボカシー活動は、いわば新しい分野の開拓事業であり、それだけに次々と難しい問題に出会います。意志一致したチームがなければ進むことができません。

この事業の実施主体が、行政を含め異分野で構成するワーキングチームであるため、常に合意形成を図り、共通認識をもつための努力が必要でした。そんなとき大切だったのは、子どもアドボカシーを必要とする子どもの現状や、どんな将来像を目指したいのかなど、原点に立った議論でした。そのプロセスを通して、めざす将来像がより鮮明になって、ぶれずに進むことができるチームとなり、メンバーひとり一人が心強い担い手となったのです。新しい分野だけに、切り拓く力をもったチームづくりは常に意識すべき課題です。

(2)地域・学校でのアドボカシー活動を担い、支える人材の確保

1)アドボケイトの確保、質の向上は最重要課題

アドボケイトは、ワークショップを通して子どもに権利を伝え、意見表明を支援するとともに、その活動がアドボカシーの仕組みづくりに繋がるための役割を担います。このためアドボケイトの確保と質の向上は、プロジェクトでもっとも重要な課題です。

とくに学校でのグループワークを想定した場合、社会的養護の場合と異なる対応力が 求められ、独自の養成プログラムを検討する必要が出てきました。これまで養成講座で 学んだアドボケイトの基本は変わりません。当法人で作成した「めざすアドボケイト像」 は、「子どもへのリスペクト」を基本とした「人権感覚」、「知識」、「技術」を掲げていますが、 多くが共通する基本です。

その上で、地域や学校でのアドボケイト活動に必要な課題は、今後実践しながら見出して行くことが必要です。

嬉しいことに地域・学校での活動を希望するアドボケイトが増えてきました。今後、この分野の新しい職種として、多くのプロフェッショナルが生まれることを期待したいと思います。

2)地域・学校でのアドボカシー活動を支える担い手の層

子どもアドボカシーを学んだ学生たちを中心に、若者たちの参画の可能性が出てきたことは注目すべきことです。地域・学校でのアドボカシー活動はアドボケイトだけで担えるものではなく、多くの支え手が必要です。まだはっきり見えているわけではありませんが、子どもに関わるさまざまな立場の人々が参画する道を拓いて、それぞれの役割を明らかにし、互いの連携を図っていくことは検討に値する課題です。

このように、アドボカシー活動を支える担い手の層を厚くし、構築していくことは、日常的に子どもの声に耳を傾けるアドボカシー文化が醸成されることにつながります。「きかせてジャーニー」は、そのなかで有効なツールの一つとなっていくでしょう。



(1)アドボカシーシステムの構築をめざす行政と市民の協働

福岡市では、2018年にNPOが開催したアドボケイト養成講座をきっかけとして、子どもアドボカシーに関する活動が活発となり、それが行政の計画づくりにも反映されるなど、さまざまな形での連携・協働が進んだ経過があります。

子どもアドボカシーは、社会的な仕組みとなってはじめて実質的になるものであり、そのためにも、子ども政策に関する検討会、審議会への参加も含め、行政と市民が、それぞれの役割をもち合って協働の関係を築くことが重要です。

(2)福岡市における子どもアドボカシーの取組みの経過

2018年	子どもNPOセンター福岡で、はじめてアドボケイト養成講座を開催
2019年	「福岡市社会的養育のあり方検討会」開催 「・・・代替養育を受けている子どもをはじめ、福岡市で暮らすあらゆる子どもを視野に入れた子どもアドボカシーシステムの構築を目指して、『子どもアドボカシー研究会』を立ち上げ、・・・市民ネットワークと学校や児童養護施設、区役所などの行政が協働し、これらの取組を進めていく」 「子どもアドボカシーシステム研究会」発足(9月) 福岡市こども子育て審議会で「第5次子ども総合計画」の審議
2020年	「第5次福岡市子ども総合計画」施行 第2章(II)子どものアドボカシーの推進 「・・・・一時保護や措置されている子ども・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2021年	子どもアドボカシーシステム研究会 「福岡市新子どもの権利ノート」制作・配布 地域・学校ワーキングチーム発足
2022年	「子どもの権利サポート事業」開始(一時保護所、施設へのアドボケイト訪問)
2023年	福岡市議会で議会質問(12月) 「第6次福岡市子ども総合計画に、学校にもアドボカシーの積極的な位置づけを求める」との質問に、 副市長、教育長、こども未来局長から前向きの答弁がされた。

(3)今後の課題

■ 行政との協働

学校や地域でのアドボケイト活動が公的に位置付けられ、安定的、継続的な活動となるために、引き続き行政、教育委員会との協働の関係を築くことが必要です。

■ 幅広い世論の支持

アドボケイトの活動の実績を通して、とくに学校でのアドボカシーの必要性に共感と支持 を得ることが重要です。

■ 自らの価値を高める

多くの支持を得るためにも、アドボカシー活動で提供するプログラムの充実、担い手の 拡充と質の向上は引き続き大きな課題です。



子どもの権利に関する 意識調査

筑紫女学園大学 人間科学部人間科学科 心理•社会福祉専攻 准教授

大西 良

NPO法人チャイルドライン「もしもしキモチ」専務理事 三宅 玲子

子どもの権利に関する意識調査

- 1.目 的 子どもとおとなを対象に「子どもの権利」に関する認識を明らかにすることを目的とした。特に子どもに関しては、意識調査実施校・団体の中から、50名程度の子どもたちを対象に「子どもの権利」に関するワークショップ(以下WS)を実施し、WS参加前後での認識の変化(差異)を明らかにすることとした。
- 2.時 期 2023年9月~12月にかけて実施した。
- 3.方 法 調査は、Googleフォームもしくは質問紙(アンケート用紙)を 用いて対象者に回答を求めた。
- 4. 体 制 NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡 (共同研究) NPO法人 子どもNPOセンター福岡 調査部会
- 6.集計および分析方法

単純集計およびクロス集計によって回答データを整理した。 またWSの前後比較については、クロス集計を用いて各質問項目 での差異をみることで変化をみた。

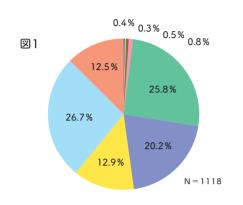
7. 結果の概要

- (1)子どもに対する意識調査の結果
- (2) おとなに対する意識調査の結果
- (3) ワークショップ(WS) に参加した子どもの意識の変化
- (4)調査結果から見えたこと

(1)子どもに対する意識調査

回答者の学年は、

小学1年から中学3年までであった。(図1)



■小学1年 ■小学	2年 🔳 小学	3年 🔳 小学	4年 🔳 小学5	年
■ 小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	

	度 数	パーセント
小学1年	4	0.4
小 学 2 年	3	0.3
小学3年	6	0.5
小学4年	9	0.8
小学5年	288	25.8
小 学 6 年	226	20.2
中学1年	144	12.9
中学2年	298	26.7
中学3年	140	12.5
	1118	100
欠 損 値	6	_
승 計	1124	_

問2 今年からはじまった「こども基本法」は、子ども一人ひとりを大切にし、社会 のまんなかにおくという考えをもとにした法律です。知っていますか?

「こども基本法」について「まったく知らない」と「あまり知らない」を合わせた 合計は84.0%であった。一方、「くわしく知っている」と「少し知っている」の回答 は16%にとどまり、多くの子どもが「こども基本法」のことを知らないことが わかった。

問3 「こども基本法」のもとになっている、「子どもの権利条約」について知って いますか?

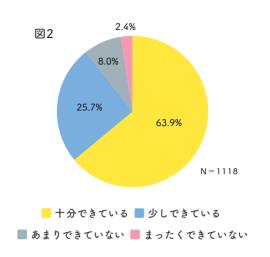
「子どもの権利条約 | について [まったく知らない | と [あまり知らない | を合わせ ると83.1%であった。一方、「くわしく知っている」と「少し知っている」と回答 した者は全体の17%で、多くの子どもが「子どもの権利条約」のことを知らない と答えていた。

問4 「こども基本法」は子どもの意見を尊重することを、「子どもの権利」として 決めています。知っていますか?

「知らない」と回答した子どもは全体の75%で、4人のうち3人は「知らない」と 答えていた。

問5 あなたは、家庭で、自分の考えを 自由に言えていると思いますか?

「十分できている」と「少しできている」の 回答を合わせると約9割(89.6%)であり、 子どもの多くが、家庭で自分の考えを自 由に言えていると回答していた。しかし その一方で、「あまりできていない」「まっ たくできていない」と回答した子どもも 約1割いることがわかった。家庭内で自 分の意見を言えないでいる子どもたちが 一定数いることがわかる。(図2)



問6 あなたは、学校で、自分の考えを 自由に言えていると思いますか?

「十分できている」と回答した子どもは全 体の約4割(44.0%)であった。それに「少し できている」(37.8%)を合わせると、全体 の8割を超えることがわかる。しかし一方 で、「あまりできていない」「まったくでき ていない」と回答した子どもも2割程度 (18.3%)いることが分かった。(図3)



これらのことから、家庭よりも学校で自分の考えをなかなか言えないでいる子 どもが多くいることがわかった。

問7 家庭であなたの意見は大切にされていますか?

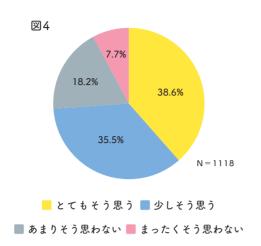
「大切にされている」もしくは「少しは大切にされている」と回答した子どもは9 割(93.8%)を超えており、家庭において子どもの意見は大切にされていること がわかる。

問8 学校であなたの意見は大切にされていますか?

「大切にされている」もしくは「少しは大切にされている」と回答した子どもは 全体の約9割であった。しかし「大切にされている」の割合は、問7(家庭)の結果 よりやや低くなっており、家庭に比べて学校では意見を大切にされていると 子どもは感じにくいことがうかがえる。

問9 あなたは、自分のことを、かけがえのない 大切な存在(人)と思えていますか?

全体の7割強(74.1%)の子どもは、自分のこと を大切だと思えていることがわかった。しかし その一方で、「あまりそう思わない」もしくは 「まったくそう思わない」と回答した子どもは 約25%いることがわかり、4人に1人は自己肯定 感が低いことがわかった。(図4)



【クロス集計による分析】

問7と問9のクロス集計、および問8と問9のクロス集計を行ってリスク比※を求めた。 その結果、家庭での意見が大切にされていると感じる子どもは、そうでないと感じて いる子どもに比べ2.1倍自らを大切な存在と思っていた。また学校において意見が大 切にされていると感じる子どもは、そうでない子どもに比べ1.7倍、自分を大切な存 在と思えていることがわかった。

※リスク比は、ある状況下におかれた人とそうでない人とを比較した際、ある状況下へのなりやすさを示す。

問7×問9

	大切な存在と 思える	大切な存在と 思えない	
大切に されている	807 (76.6%)	246 (23.4%)	N = 105
大切に されていない	25 (35.7%)	45 (64.3%)	N = 70

問8×問9

	大切な存在と 思える	大切な存在と 思えない	
大切に されている	777 (77.5%)	225 (22.5%)	N=1002
大切に されていない	55 (45.5%)	66 (54.5%)	N=121

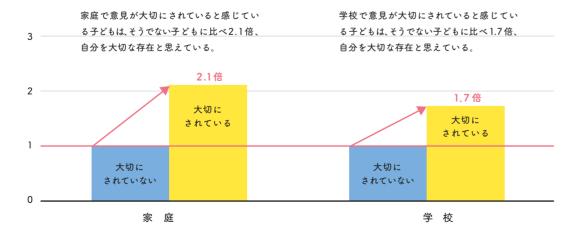


図 家庭・学校で意見が大切にされていると感じる子どもと自分を大切な存在と思えている子どもの割合(対比)

(2)おとなに対する意識調査

問1 あなたの年齢(年代)を教えてください。 (図5)

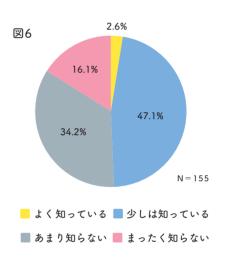
問2 あなたの立場を教えてください。

おとなは、155人から回答を得た。うち教師 は97人、保護者は42人であった。年齢別で みると40歳代が一番多く(約3割)、30代~ 40代の子育て世代が多くなっている。



問3 あなたは、「こども基本法」の 内容について知っていますか?

子どもは「こども基本法」について、「まった く知らない」もしくは「あまり知らない」と答 えた人の割合が全体の84%であったのに対 し、おとなは「こども基本法」に関して「まっ たく知らない」「あまり知らない」の割合が 50.3%と約半数であった。子どもに比べてお となの方が「こども基本法」について、認知 度が高いことがわかる。(図6)



問4 国連「子どもの権利条約」の内容について、あなたは知っていますか?

「よく知っている」と「少しは知っている」の回答を合わせると56.8%であった。 しかし、「子どもの権利条約」の内容まで十分に理解している人は少なかった。

「子どもの権利」に関する $(1)\sim(8)$ までの内容に関する回答結果

調査票と全調査結果についてはこちらからご参照ください。



- (1) おとなと同じように当然認められるべきである。
 - 9割以上のおとながそう思っていることがわかった。
- (2) 子どもが人間らしく生きるのに必要である。 8割以上のおとなが必要であると回答している。

(3)子どもがよりよく成長していくために役立つ。

「とてもそう思う」の回答が73.9%であった。7割以上のおとなが、「子どもがよりよく 成長していくために役立つ」と回答している。

(4)子どもの権利はおとなと比べ、ある程度制限されても仕方がない。

「ややそう思う」の回答が、約半数であり、「とてもそう思う」を含めると56.2%であった。 子どもはある程度おとなのもとで守るべき存在と思われていることがわかった。

(5)権利は、義務や責任を果たしてこそ認められる。

「とてもそう思う」と「ややそう思う」の回答を合わせると、67.2%であった。 おとなは、権利を主張するには義務や責任を果たすことが大事だと思っていること がわかった。

(6)わがままや自分勝手につながりやすい。

「あまりそう思わない」と「まったくそう思わない」を合わせると69.3%であり、約7割のおとなが「わがままや自分勝手につながりやすい」とは思っていないことがわかった。

(7)子どもの権利を簡単に認めると社会が困ることがある。

「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」と回答した割合は73.5%であった。 つまり、約7割のおとなは、子どもの権利を社会で認めることが大事だと思っている ことがわかった。

(8)子どもの独自の権利は認められない。

「あまりそう思わない」もしくは「まったくそう思わない」と回答した割合は88.7%であった。約9割のおとなは、子どもの独自の権利を認めるべきと回答している。

(9) あなたは、ふだん子どもの意見を大切にすることができていますか。

「まあまあできている」と回答した割合が一番多く、86.2%であった。おとなはふだん、子どもの意見を大切にしたいと考えていることがわかった。

(10) あなたは、子どもが自分の意見や考えを持ったときに、おとなと同じように発言することができていると思いますか。

「十分できている」と「まあまあできている」の回答を合わせると、おとなの約半数以上が子どもはおとなと同じように意見や考えを発言できていると回答している。 一方「あまりできていない」と思っているおとなも44.4%を占めており、「できている」と「できていない」が拮抗する結果となった。

自由記述欄

- ・子どもはおとなが守らなければならない存在でもあるが、子ども自身の考えを尊重される べきでもあると思います。
- ・子どもの衣食住を確保させることは必須だが、まずは人としての最低限の常識を身に付け させてから権利を主張すべきだと思う。
- ・子どもの権利は守りたいと常に思っています。ついおとなの思い通りに誘導してしまいが ちですが、自分で気づいた時には修正するようにしています。
- ・権利はとても大事なものだと思うが、言葉が一人歩きしないようにおとながきちんと正しい方向性を示す必要があると感じる。権利ばかりを主張して中身のないもの、収拾がつかないことにならないようにしなければならない。 など

(3)ワークショップ(WS)に参加した子どもの、意識の変化

今年からはじまった「こども基本法」は、子ども一人ひとりを大切にし、社会のまんなかに おくという考えをもとにした法律です。知っていますか?

	くわしく知っている	少し知っている	あまり知らない	まったく知らない	合 計
WS前	2 (3.8%)	9 (17.0%)	17 (32.1%)	25(47.2%)	53
WS後	10 (19.6%)	26 (51.9%)	7 (13.7%)	8 (15.7%)	51

WS前は「こども基本法」について「まったく知らない」と回答した子どもたちが47.2%と約半数を占めていた。しかし、WS後は「少し知っている」と回答した子どもたちが51.9%と一番多く、「くわしく知っている」の回答を合わせると、その数は7割を超えた。WSにおいて、「こども基本法」の知識が深まったことがわかる。

「こども基本法」のもとになっている、「子どもの権利条約」について知っていますか?

		くわしく知っている	少し知っている	あまり知らない	まったく知らない	合 計
V	WS前	3 (5.7%)	8 (15.1%)	15 (28.3%)	27(50.9%)	53
V	WS後	13 (25.5%)	19 (37.3%)	15 (29.4%)	4 (7.8%)	51

WS前は「子どもの権利条約」について「まったく知らない」と回答した子どもたちが50.9%と半数以上であった。一方、WS後は「少し知っている」と回答した子どもが37.3%と一番多く、「くわしく知っている」の回答を合わせると6割を超えた。WS後は知識が深まっていることがわかる。しかし、「あまり知らない」と回答した子どもたちは、WS前後であまり差がなかった。

「こども基本法」は子どもの意見を尊重することを、「子どもの権利」として決めています。 知っていますか?

	くわしく知っている	少し知っている	あまり知らない	まったく知らない	승 計
WS前	2 (3.8%)	16 (30.2%)	17 (32.1%)	18(34.0%)	53
WS後	16 (31.4%)	21 (41.2%)	8 (15.7%)	6 (11.8%)	51

WS前は「あまり知らない」「まったく知らない」と回答した子どもたちが合わせて66.1%で あった。WS後は「少し知っている」と回答した子どもたちが41.2%と一番多く、「くわしく知っ ている | の回答を合わせると 「知っている | の割合は7割を超えた。WS後は知識が増えている ことがわかる。

学校であなたの意見は大切にされていますか?

	十分できている	少しできている	あまりできていない	승 計
WS前	28 (52.8%)	24 (45.3%)	1 (1.9%)	53
WS後	34 (66.7%)	12 (23.5%)	5 (9.8%)	51

WS前は「十分できている」もしくは「少しできている」と回答した子どもたちは98.1%とな り、ほとんどの子どもたちは学校で自分の意見が大切にされていることがわかった。一方、 WS後は「十分できている」「少しできている」と回答した子どもたちは合わせると90.2%と なり、WS前より少し下がっていた。

あなたは、自分のことを、かけがえのない大切な存在(人)と思えていますか?

	とてもそう思う	少しそう思う	あまりそう思わない	まったくそう思わない	승 計
WS前	20 (37.7%)	18 (34.0%)	12 (22.6%)	3 (5.7%)	53
WS後	24 (47.1%)	17 (33.3%)	5 (9.8%)	5 (9.8%)	51

WS前は「とてもそう思う」もしくは「少しそう思う」と回答した子どもたちは合わせると 71.7%となり、7割の子どもたちは自分のことを、かけがえのない大切な存在だと思っている ことがわかった。一方、WS後は「とてもそう思う」「少しそう思う」と回答した子どもたちは 合わせると80.4%となり、WS前よりもWS後のほうが多くなった。WS前後において、ほとんど の子どもたちは自分のことを、かけがえのない大切な存在だと回答していたが、WS後のほう が肯定的に考える子どもたちが多くなった。

(4)調査結果から見えたこと

今回の実態調査から明らかになったことは、下記の点である

■まだまだ知られていない子どもの権利

- ・「こども基本法」「子どもの権利条約」における「子どもの権利」に対する意識 は、子どもの8割は「知らない」と回答していた。またおとなも「こども基本法」 については「知らない」と回答した人が約8割であった。
- ・おとなは、「普段から子どもの意見を大事にしている」や「子どもの独自の権利 は認められるべき | などと感じている人が多い一方、「権利は義務や責任を果 たしてこそ認められる | や「わがままや自分勝手につながりやすい | などの子 どもの権利を否定的に捉える意見も半数以上みられた。

■意見が大切にされている経験が子どもの自尊感情の醸成に繋がる

- ・家庭でも学校でも「自分の意見は言えている」「自分の意見が大切にされてい る | と感じている子どもは約9割であった。しかし「私はかけがえのない存在で あると思えている」と感じている子どもは7割程度に留まっていた。
- ・家庭で自分の意見が大切にされていると感じる子どもは、そうでない子ども と比べ2.1倍、また学校において自分の意見が大切にされていると感じる子ど もは、そうでない子どもと比べ1.7倍、自分を大切な存在と思っていることがわ かった。すなわち、意見が大切にされている経験が、子どもの自尊感情の醸成 に繋がっていることがわかる。

■ワークショップ(WS)による学びからの"気づき"

・WS前に7割の子どもは自分のことをかけがえのない大切な存在だと思ってい たが、WS後には8割にまで上昇していた。一方、自分の意見が大切にされてい るかどうかについては、WS後に「意見は大切にされていない」という回答が多 くなった。このことはWSによる学びによって子どもの"気づき"が深まり、現状 を正確に捉えることができるようになったとみることができる。

以上のことから、引き続き子どもおよびおとなを対象に、「子どもの権利に関す る用語や法制度についての啓発を行い、理解を促すことが必要であると言え る。また子どもの権利に関する学びが、ひいては子ども自身の権利意識を高め、 気づきを生むことが考えられるため、今後も学校や地域、社会全体で子どもの 権利に対して関心を高めることが求められる。

| 寄稿|

地域・学校でもアドボカシーの実現を

子どもの声に耳を傾ける学校づくり・地域づくり

福岡市立 原西小学校 養護教諭 田中 裕子

保健室で子ども達と関わる中でSOSを言えることの大切さを感じています。学校や家庭で、子ども達が気持ちや意見を安心して言えるといいなと感じ、「子どもの声を聴く」ということや子どもの意見表明権について、本校の子どもに関わる人達と共に学び、行動したいと考えていました。

学校で「きかせてジャーニー」を実施するに当たり、子ども達に関わる周囲の大人(教職員、保護者、地域の方々等)の雰囲気作りも大切だと考え、大人向けの講演会を事前に開催しました。

大人が「子どもアドボカシー」について学ぶ機会を学校で設けることの良い点は2つあったと思います。1つは、教職員・保護者の中に「子どもの意見や声を聴く」意識を高める機会となったこと。もう1つは、校区内の子どもアドボカシーに関心のある方を掘り起し、学校を通して繋がっていくきっかけとなり得たことです。

こうして大人側の準備をした上で、「きかせてジャーニー」を実施しました。

ワークに立ち会うことはできませんでしたが、期待に満ちた表情で参加しに来たり、「楽しかった!」と話してくれたりする姿から、どの子も楽しみながら子どもの権利について知った様子が伝わってきました。

また、「話を聴いてもらうこと」と「問題を解決すること」が一旦切り離されているアドボケイトにだからこそ、安心して気持ちを打ち明けられた子もいたようです。ワークを通して子ども自身が「意見表明権」が大切にされることを実感するという体験は、子どもの気持ちを明るく前向きにさせたようでした。子どもの権利をきちんと保障する学校となっていくことは「この先よりよい社会・世界を築いていきたい」と子ども達自身が思い、行動することを、後押しする力に繋がっていくのではないかと感じています。そこに、学校で「きかせてジャーニー」を実施する意味があるのではないでしょうか。

きかせてジャーニー in 別府公民館

別府校区人権尊重推進協議会 人権を考える会べふ 会長 吉良 文江

別府校区人尊協の主催で、子どもの権利ワークショップ「きかせてジャーニー」に取り組みました。子どもアドボカシーセンター福岡の呼びかけに応じたもので、11名の小~中学生たちが参加してくれました。その中で印象に残ったことが3つありました。

ひとつは、日頃感じているもやもやを自由に書き、紙ひこうきにして一斉に飛ばすワークです。 最初、緊張した空気があったのですが、紙ひこうきが飛び始めると途端に場が和み、子ども達の心と 態度も伸び伸びしてきました。これはとても良いアイデアだと思いました。

保護者には、意見交換の場を持ちましたが、終了して出てこられる皆さんの元気な活き活きとした声が、「もう楽しかった〜」と辺りに響き渡っていました。是非またやってもらいたいとの要望がたくさんあり、保護者の理解が深まるかなと思いました。

3回のワークの最後に、アドボケイトと子どもが1対1で話しを聞く時間がありました。後でさらに希望して話しをしたいという子がいたようです。良かったと思いました。

「人権」ということばは、多くの人が「これは何だ」と戸惑う所です。人権を知る体験がすくなかったからです。子ども時代に、今回のような体験をすることは、「意思表明」や「権利」を身に着けることができるのではないかと思い、とても大事なことだと改めて確信しました。

未来を担う子どもたちのために

福岡市教育委員会小学校教育課 主任指導主事 小野 洋一朗

本年度から、子どもアドボカシーシステム研究会「地域・学校ワーキングチーム」に参加させていただきました。

現在の子どもたちは、コロナ禍で行事やコミュニケーション等を制限され、マスク着用によって相手の表情を見てコミュニケーションがとれない経験をしてきています。また、世の中の急速な変化や少子高齢化、AIの飛躍的な進化等、予測が困難な時代を迎える子どもたちにとって、子どもたちを取り巻く環境は複雑化してきており、子どもが自由に気持ちを伝え、その声に耳を傾ける大人の存在はとても重要だと感じました。

本年度は、小学校4校、中学校2校でワークショップを実施することができ、成果を挙げることができました。また、1校では、教職員や保護者、地域に向けてアドボカシーの研修ができたと聞き、今後の取組につながるものと感じています。

来年度は、未来を担う子どもたちがよりよい人間関係を築くことができる環境作りのために、 教職員や保護者、地域に、アドボカシーの意義や取組が広がるよう、お手伝いができればと思います。

市民と行政の協働でユメの実現を

NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡 副理事長 坂本 雅子(談)

6年ほど前になるでしょうか。「子どもアドボカシー」のことをはじめて知ったとき、「目からウロコ」という感じでした。こんな考えが広まったら、子どもたちにとってはとてもいい環境になるなあ、というような感慨をもったことを覚えています。

それからは、「SOS子どもの村福岡」のケア会議で、「子どもはなんて言っている?」とか、「子どもに聞いてみたの?」という声が常に出るようになり、SOS子どもの村福岡の文化がちょっとずつ変わっていくような感じがしたものです。

いま、子どもアドボカシーセンター福岡では、一時保護所や施設だけではなく、学校や地域にも アドボケイトの活動が広がってきており素晴らしいと思います。やっぱり、必要だったんですね。

福岡市においても「子ども総合計画」に、学校や地域にもアドボカシーの推進をと掲げています。この取り組みは全国的にも先進的で画期的なものです。こうして行政と市民が協働していけば、あらゆる子どもにアドボカシーを実現するための、全国に先駆けたユニークなしくみが生まれるのも夢ではないという気がしております。

38

おわりに

「きかせてジャーニーを通して自分の意見をしっかり伝えるようになれました。」「こ れから家庭や学校でも自分の意見、考えを言っていきたいです。| 3回のワークショップが終 わったあと、子どもたちがくれた感想です。「クラスの先生やスクールソーシャルワーカーに 声をかける子どもが増えてきました。」とは、ワークショップを実施した学校からの報告です。

ワークショップをきっかけに、「言ってもいいんだよ!」コールが静かに広がりつつある、 そんな気配を感じます。ちいさな動きかも知れませんが、大きな変化のはじまりにも見えます。

「きかせてジャーニー」には、たしかに子どもたちの世界に一石を投じる力がある、と感じ ます。このプログラムが、学校をはじめ多くの地域で取り上げられ、多くの子どもたちが体験 することを、私たちは切に願います。とくに学校は「あらゆる子ども」に通じる場であり、 「さまざまな子どもの困難 |を抱える場ともなっているからです。

ユニセフは、CRE(Child Rights Education)ハンドブックのなかで、「人権のアーチ」を 紹介しています。アーチは、古くはヨーロッパの水道橋や鉄道橋に使われた強固な建造物で、 左右が均衡を保ち互いに支えあっていないと崩れてしまいます。このアーチの構造のよう に、人権の実現のためには、「権利の保有者」(子ども)と「義務の担い手」(国や社会、おとな) の間の尊重と支えあいが欠かせない、としています。加えて、成長途上にある子どもだから こそ必要な土台として、子どもの権利条約に照らした立法・行政措置などの整備が必要だと。

子どもが権利の主体者となること、おとながその守り手となること、土台となるシステムの 構築、これを課題にして活動を進めてきました。そのなかで、いま、思います。子どもが「権利 の主体者」としての意識を自らのものにしたら、その成長はスピードを増すでしょう。それに 対して、私たちおとなはついて行けるでしょうか?古い「子ども観」の衣を脱ぎ捨てるのは 容易ではなく、だからといってそうしなければ、「人権のアーチ」は築かれません。

昨年末の福岡市議会で子どもアドボカシーに関する議会質問が行われ、市からも前向きな 答弁がなされたことは、私たちを大いに励ますものでした。国でも、地方でも、まだ胎動すら ない学校・地域での子どもアドボカシーが、私たちのまちで、行政と市民の協働によって、 「人権のアーチ」の構築に少しでも近づくことができたらどんなに素晴らしいでしょう。

これまで、たくさんのことを教えてくれた子どもたち、学校や地域でご協力下さった多く の方々に心からお礼を申し上げます。

この取り組みはまだ始まったばかりです。これからもさらに多くの方々と共に進めていけ るよう、お願い申し上げます。

NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡 理事 大谷 順子

プロジェクトの動き

■ 国連・子どもの権利条約 ■国の動き 福岡市の動き

■ アドボカシーセンター ■ 地域・学校プロジェクトの動き

1989	■ 1989「子どもの権利条約」国連総会で採択
	■ 1994 日本政府「子どもの権利条約」批准
2016	■ 2016 児童福祉法の改正
2019	■ 2019.3 ■ 2019 児童福祉法の改正 ■ 2019.9 「子どもアドボカシー 「子どもの意見表明権を保障する コニュー・田中の L祭 B
2020	子どもの権利委員会勧告
2021	■ 2021.5 厚労省「子どもの権利擁護に 関するワーキングチーム」 計画」策定 取りまとめを発表
	■ 2021.4 NPO法人子どもアドボカシーセンター福岡設立総会
	■ 2021.8 福岡市「あなたによりそう子どもの権利ノート」発行
	(アドボカシーシステム研究会ワーキングチーム制作)
	■ 2021.8 子どもアドボカシー基礎講座・アドボケイト養成講座開催
	■ 2021.8 研究会に「地域・学校ワーキングチーム」設置・福岡市教育委員会に協力要請して参加実現
	■ 2021.8 「地域・学校ワーキングチーム」発足
	■ 2021.1 「権利カード」(きもちカード)の検討
2022	■ 2022.3 「エデュケーションエーキューブ」「ぼあんの樹」で 2022.5 実証モデル事業
	「聴かせてワーク」を実施 「子どもの権利サポート事業」開始
	■ 2022.7 子どもの権利に関する意識調査のための部会発足 ■ 2022.9 花畑公民館で「聴かせてワーク」の実施
	■ 2022.9 「権利ノート」作成から「きかせてワークキット」開発へ
	計画変更決定(ワーキングチーム会議)
	■ 2022.1 九州大学教育学部で「ワークキット」開発の議論始まる
	■ 2023.1-3 福岡市立照葉小中学校で「聴かせてワーク」3回実施
	■ 2023.1- 子どもの権利ワークショップ「きかせてジャーニー」開発
	■ 2023.8- 「きかせてジャーニー」モデル試行実施 12カ所 29回
	■ 2024.2 「きかせてジャーニー」キット完成
	■ 2022.4 登録アドボケイト誕生(第1次21名)
	■ 2022.4 「子どもの権利サポート事業」開始 福岡市より受託、児童養護施設など訪問
2023	■ 2023.3 登録アドボケイト(第2次17名) ■ 2023.3 NPO法人全国子どもアドボカシー協議会設立総会
	全体で33名に ■ 2023.4「こども基本法」施行、「こども家庭庁」発足
2024	■ 2024.3 登録アドボケイト(第3次26名) ■ 2024.4「子どもアドボカシー制度」施行 全体数50名に

あらゆる子どもにアドボカシーの実現を 2023年度報告書

発 行 日 2024年3月発行

編 集 NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡

発 行 者 安孫子 健輔

発 行 所 〒810-0023 福岡市中央区警固2-17-26 秀和警固レジデンス804

T E L: 092-791-3941

Email: office@cac-fukuoka.org URL: https://cac-fukuoka.org

編集責任者 大谷 順子 NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡 理事

編 集 三宅 玲子 NPO法人 チャイルドライン「もしもしキモチ」 専務理事

佐川 民 弁護士・NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡 理事

大西 良 筑紫女学園大学 准教授

朝日 響 NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡 事務局長 新地 亜紀 NPO法人 子どもアドボカシーセンター福岡 事務局

酒井 咲 帆 一般社団法人 福祉とデザイン 代表理事 新開 咲紀 一般社団法人 福祉とデザイン 理事

デザイン 新藤 敦子(ALBUS)

牛原佳穂(ALBUS)